

社会福祉法人勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター訪問介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会（以下「勝山市社協」という。）が開設する勝山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター

(2) 所在地 福井県勝山市郡町1丁目99番1号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) サービス提供責任者 3名（訪問介護員兼務）

(3) 訪問介護員 10名以上

(4) 事務職員 1名

2 訪問介護員等の員数は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令37条）第5条規定する員数を下回らないものとする。

3 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

4 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、指定訪問介護の提供に当たるものとする。

5 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし、12月31日～翌年1月3日までは休業とするが、緊急時はその限りでない。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関する事
- (2) 生活援助に関する事

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 [第9条](#)に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、勝山区境界域から1キロ10円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(虐待防止のための措置)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市に通報する。
- また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。
- 虐待防止に関する責任者は、管理者がその職にあたるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は勝山市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状が急変し、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(従事者の研修)

第12条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1回

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関して介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは提示の求めまたは、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における、個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第16条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は勝山市社協会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
平成16年9月21日一部改正
平成17年5月23日一部改正
この規程は、平成18年4月1日から適用する
この規程は、平成19年4月1日一部改正
この規程は、平成20年5月1日一部改正
この規程は、平成24年4月1日一部改正
この規程は、平成30年9月21日施行し、平成30年8月1日から適用する
この規程は、令和3年6月3日施行し、令和3年4月1日から適用する
この規程は、令和5年6月6日施行し、令和4年4月1日から適用する